

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年^{内閣}農林水産省令第十六号）

改正案	現行
<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第百十二条 法第八十一条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 農林中央金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ 流動性に係る経営の健全性の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項</p> <p>ヘ～リ （略）</p> <p>六・七 （略）</p> <p>第百十三条 法第八十一条第二項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 農林中央金庫及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ～ハ （略）</p>	<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第百十二条 法第八十一条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 農林中央金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>ホ～チ （略）</p> <p>六・七 （略）</p> <p>第百十三条 法第八十一条第二項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 農林中央金庫及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ～ハ （略）</p>

二| 流動性に係る経営の健全性の状況について農林水産大臣及び
金融庁長官が別に定める事項

ホ| (略)

四・五 (略)

(新設)

二| (略)

四・五 (略)